

議員定数に関する特別委員会会議録			
日 時	平成10年9月28日(月)	開 議	午後1時00分
		散 会	午後6時02分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中畑委員長、佐々木(勝)副委員長、鈴木、松本、見楚谷、斉藤、佐野、佐藤(幸)、新野、武井、西脇、高階各委員		
説明員	総務・財政・企画各部長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に鈴木、武井両委員を指名。付託案件を一括議題とする。会議に諮り陳情第79号については「小樽まちづくり市民懇話会」の笹島 進氏より、陳情第82号については「議員定数を法定数とすることを求める会」の佐藤 勤氏より、陳情第83号については「小樽明るい革新市政をつくる会」の相場 実氏よりそれぞれ陳情の補足説明を受けることに決定する。

これより補足説明を受ける。

佐藤勤

地方議員の法定数は単純に人口比によって決まるものでもない。人口比と同時に議会の機能や権能のあり方等から決められていると痛切に感じた。同時にその法定数によって議会の民主的な運営が追求されているのだとも感じている。地方議員の性格は一人の議員が職域や利益団体の声を代表するだけでなく、その議員が住んでいる地域の声も糾合していくという性格も持っている。その意味では議員の法定数は最高の数ではなく、地方議会を構成していく上でのミニマムとしての最適な数と言えるのではないのか。

10年くらい前から地方議員の法定数を削減した方がよいのではないのかという声が市民から起きている。しかし、これを分析してみると翼賛議会のような状態が生じ、ろくな審議もしないで自治体の長が提案する施策を機械的に賛成しているという状況が起きている。その中でその住民の生活が破壊され、議会と地方の住民とが乖離し、その結果として出てきたことではないのか。

2点目はある議員は住民の負託に積極的に取り組まず、4年間に一度も発言をしないと、このような議員に対する批判が住民の中から起きている。それが定数削減という声に結びついている。道議会でも議員親睦の野球大会のために、委員会の審議を2～3分で終わらせるということもあった。このようなことがマスコミにも取り上げられ、それが議員定数削減の声に結び付いていると考えている。

また、削減を求める市民の声の中には議員視察による市民の税金の無駄遣いが新聞等で報道され、このことも地方政治に対する市民の批判の声が一面的に議員定数削減の方向に誘導されているという感じがする。議員そのものの資質に関わる問題が議員定数の削減、延いては議会無用論にまでつながっているような感じがする。

欧米ではこのような議員は市民から糾弾されて辞職するか、次の選挙で政治生命が絶たれるというのが実態だと思う。しかし、それがなされなかったのは日本の民主主義の遅れが原因ではないのかと思う。

最近、日本人の民主主義に対する考え方が大きく発展してきたと思う。地方議会、国政に対する見方が変わったというだけではなく、自分たちの身近な町内会の運営でも少数意見を大事にしながら運営することが図られている。

特に定数削減に関するここ4～5年の変化であるが、削減の大きな根拠として小樽市も他の市町村同様に赤字財政の建て直しに連動して、議員定数を削減すべきではないのかという声が出されている。しかし、この財政難は国の言いなりになってゼネコン・大企業に奉仕し、毛無再開発・石狩湾新港や朝里ダムの建設、さらに築港再開発を進めてきたことが大きな要因であったと思う。

昭和39年をピークに小樽市の人口は減少している。その原因は国の石炭政策の表れであったと思う。ビルドアップで炭坑がだめになると同時に、小樽市もだめになっていったというのは事実である。

今、各自治体の行政のあり方が見直し始められている。市民要求は何かを基に自治体の施策に対する方向が追求され始めている。そこでは幅広い多くの市民の声がまとめられ、地方議会の役割が身近な存在になってきている。

市民の中には21世紀に向けての小樽市をどのようにしていくのかという声が問い直されている。市長の出す施策に対し、ただ単純にチェックするだけでなく、多くの幅広い市民の声を議会や市政に反映させ、小樽市を立て直していくことが必要であると思う。そのためには議員定数は法定数が必要であると主張する。

委員長

質問があれば受ける。

西脇委員

複雑化・多様化する状況に合わせて、法定数を確保する方が将来の小樽にとっていいのではないかという考えと思う。この場で何か補足することがあればお話をしたい。

鈴木富雄(小樽一般労働組合連合会)

議員定数の問題が新聞等で取り上げられた時に、これは非常によいタイミングだと感じた。来年の総選挙に向けて、定数を何人にするかということではなく、小樽の市政はどうあるべきなのか、小樽市議会はどうあるべきなのかという立場から定数問題は議論されるべきと思う。そうでなければ、ただ単に数だけを追求すると減らせということになる。削減ということになれば、結局は今の新谷市長が行ってきた政治そのものが問われる問題になってくると思う。減らすということは責任を取るということである。

この定数問題それぞれの立場できちんと話し合いをすることが大事である。結局は定数を削減せよということが市民から出てくるということは、政治そのものが市民から離れたところで行われているという結果ではないか。法律は人類の英知で作られたものであり、自治法の本質に立って議会は運営されている。人口15万～20万人までは定数40人となっており、これは市民の声が議会に反映される最低限の数字と考えている。

前回の地方選挙において、議員定数を削減すると公約した政党はあったか。そのようなことが一度も市民の中で話されないまま、議会で決められるというのは民主主義の立場に立ってもルール違反と思う。もし削減するのであれば、来年の選挙でそのことをきちんと党の公約として掲げ、市民の審判を仰ぐことが当然のやり方だと思っている。

武井委員

先程、議員の任期中に一度も発言がなかったり、議員親睦の野球大会のために審議時間が短縮された等の話があった。これらの議員は辞職すべきであるという指摘であったが、このような人たちは市民が選んだ訳であり、市民にも責任があるかと思うが、どうか。

佐藤勤

議員の資質を議員定数の問題に結びつけるのは間違いである。もし、欧米であれば、そのような議員は議会や市民の追及によって辞職しているという事実を話した。辞職すべきであるとは言っていない。そのような議員を選んだのは市民であると言うが、そのために日本の民主主義が遅れたということを申し上げた。

佐藤(幸)委員

先程、議員の数は最高の数ではなく、最適な数がいと話をしていたが、もう少し具体的に話を聞きたい。

また、地方自治法の本質に基づいて法定数に戻すべきであるというが、自治法第91条第2項の規定についてどのように考えているか。

佐藤勤

自治法で定められている法定数は最高の数ではない。人口比や議会の機能・権能等を合わせて地方議会の最低限の数として最適な数字と申し上げた。最低限の議員数が法定数となっているということである。

鈴木富雄

15万～20万人までを定数40人と決めたのは、先人や今までの歴史の中でそのような数が出てきた訳であり、それを大事にすべきであると思う。仮に何人が最適なのかということになれば、数ばかりを追って削減することが目的となり、地方自治法そのものがどうあるべきなのかということが頓挫してしまうのではないか。

斉藤委員

先程、定数問題を公約に掲げた政党があったかという話があったが、我々のように政党に属していない会派と政党に属している人とは公約の重みが違うと思う。樽労連としては支持政党に対し、次回の選挙に定数40人を公約

として掲げるよう積極的に働きかける考えはあるか。

鈴木富雄

我々の組合の規約では政治活動の自由を認め、特定政党支持の決議をしていない。協力・共同の関係にある政党はあるが、労働組合として機関の中でこの政党を支持するとかは決めていない。従ってそのような政党はない。

見楚谷委員

築港再開、朝里ダムや石狩湾新港の建設等は税金の無駄遣いというが、これらの事業は21世紀に向けて小樽市をどのようにもっていくのかということで進められてきた事業であると確信している。

地方自治法では確かに定数40名となっているが、我が党が昭和61年に4名削減した背景には人口減が続き斜陽という状況でもあり、そのような時代背景の中での判断であったと思う。12年前に我が党が定数を36名にしたことについて、どのように考えているか。

鈴木富雄

全くけしからんやり方であったと思う。その当時も今回も同じであるが、市政がどうあるべきかとか、議員のあり方はどうあるべきかという立場から決められるべきと思っている。現在出されているいろいろな意見はそのような立場からではなく、人口減や財政難等という理由であり、早い話議員は役に立たなかったのかということになる。議員は小樽市をどのように繁栄させていくかという立場に立って議会活動を行っていると思う。議員はどうあるべきかという立場から論議していくべきではないか。

昭和61年に自民党が定数削減の条例案を提出したが、それはどうであったのかということはこの機会に論議した方がよいのではないかと思う。

西脇委員

小樽は昭和10年の国調で15万人を超えたときに定数を40人にし、昭和13年の選挙から定数は40人である。昭和22年に自治法が施行され、同年の選挙から40人の定数をずっと守ってきた。今人口が16万人を割り15万人になったから、定数を削減すべきという理由は全くないと思うがどうか。

鈴木富雄

先人の英知により15万～20万人までは定数40人と定められたと思う。歴史的な経過や事実は先輩が築き上げたものであり、それらを大事に議会運営をしてもらいたい。

佐藤勤

議会の民主的な運営という立場から言えば、法定数を守ることが一番大事と思う。議員定数を仮に30人でいいということは、次は20人でいいということにつながっていく。

これは結果的に議会を否定する考え方であり、民主主義そのものの否定につながっていく。今まで小樽市議会が36名で構成され、いろいろと議論しながら市政を引っ張ってきた訳であり、それを否定するようなことはしないでほしい。

相場実

今年の9月に2つの会議に出席して勉強になったことを申し上げる。一つは長野市と戸倉町で開催された第12回日本高齢者大会の講座において、現在、全国各地から起きている議員定数削減の動きがまるで言葉のステータスシンボルのように出され、いくつかの地方では削減によって法定の委員会が成立せず、行政に対する議会の権限も十全に発動できないなど、結果として定数削減は自治体の自殺行為になりかねないという点に議論が絞られたことを記憶している。

2つ目の会議では教育シンポジウムの場で長野県小海町の教育長の話聞くことができた。町長の姿勢、住民の要求に応じて町費で教員を採用し、小学校のクラスを十数人～二十数人に分け、ゆきとどいた教育に努力している姿が語られていた。住民は6,000人余、町の予算総額が40億円弱という厳しい財政状況の中で、子供達のた

めに1,000万円の教員人件費を組んでいるわけである。人口比で本市に当てはめると2億5,000万円程度の人件費になる。この2つの事例から、日本国憲法の原則の一つである地方自治を守り、住民のために絶えず行・財政改革を行うときの基本姿勢はどうあるべきかの思いを抱くことができた。

「議員の数を減らせ」という意見は、日本国憲法の下で地方自治が行われて以来ある意見である。その意見の中には一概に否定できない中身もある。任期中に一度も発言しない議員、内実の伴わない海外出張をする議員、行政視察を名に遊興に走る議員などはいらぬという住民の意見には襟を正して反省する議員もあるいはいるかもしれない。

しかし、それに便乗して地方議員削減を実行に移そうとする運動となれば、話は別である。意図はどうあれ地方議会を衆愚政治の場とみる思想、ひいてはファシズムに通じる民主政治の愚弄と判断せざるを得ない。どの議員も選挙を通して住民の信を受けて活躍していることを前提に認めなければならない。不法、不当と思われる場合には、住民によって選挙、解散、リコール等の制裁を受ければよい。

行・財政改革を地方議会の分野でも押し進めるべきであるという意見がある。先程述べた内容の不急・不要な議会費は当然削減すべきである。しかし、改革のための定数削減が先にありきであるならば、本末転倒と言わざるを得ない。本市の場合、一般会計に占める議会費の割合は議員・事務局職員の人件費を含め、0.6%程度と聞いている。数人の定数削減で幾ばくの金額が節約になるのか。石狩湾新港・朝里ダムの建設、毛無・築港再開発など無駄遣いされた税金の額に比べれば、定数削減の額は微々たるものであることは自明である。

今日の定数削減の動きはゼネコン、大企業向け市政へのチェック機能を低下させてきた議会の失政を糊塗する「めくらまし」と言われても致し方ないと思う。もっと言えば、この大不況の中、5%の消費税、13兆円もの銀行への公費支出、医療費抑制など国民そっこのけの国政の下で、住民生活の安全、生命、福祉を守っていかなければならない地方自治体、地方議会の役割を過小にし、大企業本位の市政を続けるための隠れ箕とも思われる。

アメリカやヨーロッパでは地方議員の権能と権威は高いと言われている。議会は討論を通して住民の意見を形成する場として良く機能し、議員にはそれぞれ数人から十人程度のスタッフが用意され、合理的な議会活動が保障されていると聞いている。日本の地方議会では議員個人へのスタッフの保障は公的にはない。地方議会は現在の法定数を守り、議員は全体の奉仕者として住民が主人公の市政を見守る護民官として活動できるように議会費、歳費の増加こそ求めるべきであると考ええる。

日本国憲法の原則の一つである地方自治が地域住民の利益と生活を守るためにあるという本旨が曲げられ、ますます中央の官僚統制に従属させられようとしている時、地方議会の民主的役割は大変大きいと思っている。議会の民主的基盤である議員の法定数をぜひ回復願いたい。

西脇委員

北海道新聞の「地域の声」に議員定数は20人でも十分であるという投書があったが、これについてはどのように考えているか。また、日本よりも欧米の方が議会や議員の権威や役割は重視されていると言うが、より具体的に説明願いたい。

相場実

ファシズムは現代史で経験済みであるので、常に心配しておいた方がよいと思う。いつのまにかそのようになったということは避けるべきである。新聞の投書は何の理由もなく20人にした方がよいという意見である。市民の意見なのであってよいが、これは許せないと思う。40人を守ることが大切である。何故なら市民要望を行政に求める場合は、必ず議会にかかる訳である。議員が市民を少なく抱えて、十分に意見を聞くという点では欧米の方が日本より保障されていると考える。

また、欧米では日本に比べ地方議会の単位が小さいようである。一人の議員がスタッフを持ち、一人の議員でも十分に住民の意見を吸い上げることができる。

40人にしてもらいたいもう一つの理由は、本当は議員の下に秘書を置いてもらいたいが、それができなければ議員がお互いにスタッフとなって行く。そのためにも議員定数は多い方がいいだろうと考えている

武井委員

小樽市議会の海外視察は、姉妹都市交流のための海外視察と港湾都市を中心とした海外視察を行っているが、視察に対してどのように考えているか。

相場実

視察は大いに行って結構と思う。来年の選挙に向けて、定数を削減せよという声が全国各地から起きているが、その中になるほどと思われる意見も出てきている。視察で遊んでしまうということが全国的にあり、それは糾弾されるべきである。しかし、議員である以上はその資格は次の改選期までであるので、大いに活動してもらいたい。それは市民が判断すべきであると考えている。

佐野委員

現在、小樽市では行財政改革を進めており、議会もそういう意味で推進していこうということである。無駄な税金をなくしようという訳であり、その絡みではどのように考えているか。

また、石狩湾新港・朝里ダムの建設、築港再開発等々、無駄な投資をしてきたというが、いずれも議会で時間をかけて議論をし、議決を得て事業が行われている。それを否定するということは議会制民主主義という点からいって矛盾するのではないか。

相場実

1点目の質問について、一般会計に占める議会費の割合はたかだか0.6%ではないかという考えは毛頭思っていない。ただ、比較の意味で長野県小海町の例を話した。例えば議会費の中でさらに何%かを減らすことが悪いと言っているのではなく、減らす中身が何かを比較的に言っただけに過ぎない。

2点目の質問について、議会が決定したから住民はそれに従わなければならないということにはならないと思う。決めても反対すべきものは反対する。だから4年に1度の選挙が保障されている。議会で決められたことは尊重はするが、反対意見も尊重してほしい。

佐藤(幸)委員

私も代表民主制が問われるのではないかと危惧を抱いている。先程から人口と定数は関係がないと言っているが、人口が減るに従って立候補者数が減っている。前回、定数36人に対し立候補者は40名であり、当選率は90%である。選択肢が狭まっている中で、法定数に戻すということである。市民の選択肢の幅がなくなってきており、80%くらいの当選率でなければならないと思い、我が党は提案している。

相場実

確かに現状はそうになっているが、仮に法定数に戻すということになれば、市民の意欲が出てくると思う。子育て支援の充実等が同時に図られれば、女性議員がもっと立候補すると思う。議員を専門職としてやっても生活できるという保障があれば、さらに意欲が湧くのではないか。

高階委員

小樽市にとって運命を左右するような市民の為にならない問題については体を張って反対をしてきている。そのような我が党の取り組みについて、どのように考えているか。

相場実

多数で決定したからそれに従うべきということではないと思う。少数の意見を十分聞くということが民主主義の根幹である。

笹島進

議員定数削減を求める陳情活動は8月3日～8月23日までの20日間、市内在住の20歳以上の方々、さらに

は小樽通勤・通学者を対象に行い、総数1万1,984名の署名簿を議会事務局に提出した。現在も署名が集まっている状況である。我々のメンバーは39名であり、大変な関心をもって署名をいただいた。

まちづくり市民懇話会は任意の市民団体であり、まちづくりの活動を続けている。地方公共団体の最高決定権者は住民であり、その願いをかなえるために議会が決定機関として、また、執行機関として行政があると理解している。議会は住民の権利・思いを強く受けて、このまちの10年、50年先を考えてもらう場と理解している。

我々は間接的には4年に1度地方選挙ということで参加している。直接的には陳情等で住民の声を議会に提出している。人口減が続き、1940年の15万人台に戻ってしまったという実態をどのように考えているか。大きく反省するところがあるのではないかと。これに対して打つ手はなかったのか。

小樽市ではこの現状を踏まえて、行政の中でも全庁的に職員の削減、事務の簡素効率化等を大原則に動き出している。それに伴って議会も襟を正して定数削減に取り組んでもらいたいと思っている。これまでの人口減少の原因はどこにあるのか、次の子供たちに残すべくこの小樽をどうするのかという議論をしていく必要があるのではないかと。

現在、法定数40人の都市ではほとんどが減員条例により、平均すると32人で議会が運営されている。それを見ると議会自体の弱体化・新人の登竜門としての間口が狭くなるという議論は如何なものか。現状、十分に活動しているという意味では32名、34名にする根拠はない。法定数は最大限と思うので、これに基づいて30名にするということで多くの市民の理解をいただき、陳情を提出したところである。

これが不採択になるということは次に大きな問題が出てくるのではないかと。それが次の一般選挙に間に合わないとしても、次の選挙で民意を受けて自分たちの主張するところを主張してもらえれば、その結果自ずから分かるのではないかと思う。適数30人ということで慎重に審議願いたい。

西脇委員

まちづくり市民懇話会は平成元年につくられ、小樽発展のために苦労されてきたと思うが、この10年間どのようなメンバーでどのような活動を行ってきたのか。

笹島進

先の総合計画がスタートする時点で、現市長から声をかけていただき市民から広く声を集め、総合計画に反映させていきたいということで110名で発足した。

それ以降の活動は「子供の未来は小樽の未来」と位置づけ、現実には我々が抱えているいろいろな生活環境の課題も含めて、次の世代に残すためにはどうしたらよいかという大きなテーマの中で、子供達といろいろな活動をしたり、お年寄りの方と話し合いを行ったりしている。

今年、総合計画に向けて行政改革懇話会から、これまでまち懇は企画部に事務局を構えていたが、本来の姿に戻すべきだという答申を受けて、自ら自主運営という形で他に事務局を設置し現在に至っている。

西脇委員

小樽は昭和40年以降人口が減少し続けているが、本市の人口減・高齢化の原因をどのように考えているか。

笹島進

昭和40年以降、小樽市は投資効果があるまちではなかったと思う。企業が撤退し従業員の職場がなくなり、若者も小樽から出ていき、結果として高齢者が増えてきている。大きな日本の動きの中で少子化というダブルパンチを受けながら、相当長い間、人口が直線的に減少してきたと理解している。600余りある市の中で慢性的に人口減少が続いているのは本市ぐらいではないか。

西脇委員

本市の財政状況が厳しい原因をどのように考えている。

笹島進

一般会計を見ると人件費が相当増えてきている。人口が減少しているのに何故予算が増加していくのかという疑問があった。それは人件費が掛かり過ぎなのではないかと思う。

このような減少している中で安定的な財源は出にくいのかと思う。財源確保には企業の誘致が絶対に必要であり、併せて市民生活にかかわる福祉・教育投資が両輪のように必要ではないのか。片手落ちがいろいろな意味で住民に影響を及ぼしており、その大きな原因が人口減少に歯止めをかけられないという現状ではないのか。

西脇委員

平成元年から新総合計画策定に参加してきたということであるが、この計画の柱は平成10年に人口が20万人、21世紀初頭には22万人になるということである。そうした人口想定の下に朝里ダムの建設・中央の処理場・毛無開発等が必要というものであった。

皆さんがつくった総合計画は完全に破綻したわけであるが、これについてはどのように考えているか。

笹島実

この上に審議会というものがあり、多くの課題はそこで決定されている。われわれは行政から声を掛けられてつくられた団体であり、市民の立場で夢を語るのがやっとであった。二、三それが具体化されたことがあるかもしれない。ただ、この1年で終わりなのか、もっと参加していきたいという思いがあり、この1年を機にしてそれ以降、私が代表となって自主的に自分たちの考えを常に行政に伝え、住民側の思いがかなうようにという役割を担ってきた。我々がつくったというのは無責任ではあるが、もっと上に適正な審議会があるので、委員の発言には理解できない。

西脇委員

完全に新総合計画は破綻した訳であり、それを皆さん方が一生懸命やろうとしたことは間違いないことである。結局、新総合計画が小樽市の路線を間違えさせ、そのことによって過大な投資が行われてきた。例えば朝里ダムについては最終的には350億円のうち、小樽市の負担は126億円である。本来この126億円は市民にとって必要でなかった分である。

行政改革により職員の削減が実施されているが、現状では無駄が多いと考えているか。

笹島進

前総合計画では20万人都市を目指してスタートしたが、その規模が16万人に変わればそれに合わせた大きな変革が必要になるのではないか。その意味では議会も行政もそれに応じた組織改革が必要ではないかと思っている。

西脇委員

平成元年の職員数は2,466人、この間小樽市も行革を進め、職員を削減してきた。現在は2,349人で、元年から見ると117人削減している。ところが嘱託職員は元年には459人なのが、現在638人、プラス179人である。職員と嘱託員を合わせるとこの10年間に62人増えている。人口は減っても市民ニーズや複雑な機構を維持するために、最小限の努力をしているというのが私たちの見方である。職員もリストラしているのだから、議員も減らせと結果的に結論付けているが、職員の実態をどの程度承知しているか。

笹島進

この陳情書が我々の団体だけの意見であれば、我々もいろいろと調べてくる。ただ、この陳情書については1万1,000人以上の署名をもらい、それを超えていると意見を述べることは差し控えたい。

西脇委員

一般的には小樽市の財政が厳しいので、議員を削減し少しでも経費を節減することについては市民の100%が賛成と思う。ただ、そのことによって、本当に大切にしなければならない住民自治がどうなるのかという点をお互いに大事にしたい。

現在、市職員は2,349人、決められた労働時間で仕事が間に合わないため、年間の時間外勤務時間は24万

4,722時間、これを1日の勤務時間約8時間で割ると約3万600日働いていることになる。職員の年間労働日数は240日であるから、これで割ると127人が超過勤務解消のために必要となる。一方、有給休暇は年間11日しか消化していない。未消化分をトータルで計算すると約2万1,000日分ある。仮に有給休暇を完全消化するとすれば、職員を新たに88人採用しなければならない。合わせて二百数十名を増やさなければならないことになる。

笹島氏は福祉・教育の環境改善のために活動をしているということであるが、今の小樽市をどのようにしたいと考えているのか。

笹島進

定数を30人にしてもらいたいという審議の中でこの議論もあるのだと思うが、今日は陳情の補足説明ということである。我々としての考えは持っているが、それについては差し控えさせてもらいたい。

佐野委員

議事進行について、今日は陳情者から補足説明を聞き、若干の質疑をするというのが目的である。西脇委員の話を受けているとより専門的な質問になっており、陳情者からもその旨の話があったので、この辺で一度議事を整理願いたい。

委員長

今日は陳情代表者から陳情の中身について補足説明を聞くということで委員会を開いた訳である。余り専門的な話に入っていくと陳情者も大変かと思う。今日の理事会で話したように陳情者に聞く際にはある程度配慮を願いたい。

西脇委員

今日の道新に「定数は20人でも十分である」という一般市民の投書があった。公明党からは32名とする条例改正案が、また、まちづくり市民懇話会からは30名、行政改革懇話会からは28～30名にすべきであるということである。このあと20名にすべきであるという意見が出ないとも限らない。極端な言い方をすればまさに議会はいらないということにも通ずることになる。そのために自治法第91条第1項では15万～20万人までを定数40人と定め、特別な事情がある場合に第2項がある。

小樽市は昭和13年の人口が15万人の時から定数は40人であり、今、人口が減少したので36人は多いと言っていることにはならない。結局今の議論はいろいろと言っているが、結局財政難なので、削減せよという以外の何物でもない。定数20人にすべきという意見についてどのように考えているか。

笹島進

署名活動を行っている中では28人・26人という数字はあったが、20人及び30人を超える数は聞けなかった。地方自治法では最大限40人ということである。定数が20名、26名等は適数ではなく、議会の尊重し議会運営が滞りなく、スムーズにいくように30人という数を自治法に基づいて提案した。

西脇委員

地方分権推進委員会のくらしづくり部会の大森教授は「機関委任事務の廃止で権限が地方自治体に移れば、議会が関与できる分野が増大する。地方議会に行政の監視だけではなく、議員独自に政策を立案し、条例化する権能が求められる。」と話している。来年の通常国会に地方分権に係る法律が提案される。これが可決されれば自治体の事務量は増大する。自治体の長の仕事は増えることは当然であるし、自治体の全会計を議員がチェックしなければならないという状況ははっきりしている。このような状況の中で、議員を削減するということが本当の意味で住民のためになるのか。

笹島進

次の総合計画までに小樽市の人口に歯止めがかかり、増加によって20万都市というものが目前に見えた段階で

は、定数40人というのが、もし現行の区分どおりでそれに達していたら、それは40人でもよいのではないか。その数にこだわっているのではなく、今のこのまちの勢いとして30人が適数ということである。

武井委員

自治法で定めている定数40人を維持することが民主主義の最低限を保障するものであるという意見については、どのように考えているか。

笹島進

11,984名の民意をどのように受け止めていただけるのか。もし、いろいろな意見が定まらないのであれば、次の選挙で民意を問ってもらいたい。もしくは全会一致で30人という民意を受け止めてもらいたいと強く要望する。それ以外は32人、34人は根拠がないので、30人を強く申し上げたい。

佐野委員

我が党は定数を削減すべきという市民の意見に耳を傾け、5会派の中で唯一32名の条例改正案を提出している。若干の違いがあっても考え方は多分同じかと思う。今回の我々の削減すべきであるという提案に対し、どのように考えているか。

また、約12,000名の署名を提出しているが、署名活動の進め方・署名活動を通して市民の反応はどうか。

笹島進

1万人を超える定数30名にすべきという署名を出した後に、公明党から定数32名の議案が出された。本来住民が主体であるというのであれば、30名に近づくような議案であってほしかった。何故32名なのか残念に思う。

我々のメンバー39人のみで20日間、お盆が入っていたので実質的には2週間以内で集めることは不可能である。これは不特定の方々が100人なり、それに近い数の署名を自ら自主的に集めてもらった以外、有り得ない話である。それが集まってこのような数になったということである。これほど沢山の人たちが議会について関心を持っており、何とかその行為に応えられるように全会一致の方向で賛同願いたい。

斉藤委員

先程、まちづくり市民懇話会は10年間にわたりいろいろ市民向けの提言を行ってきたという話があった。同懇話会がフォーラムを開催したときに、会長は「これからは福祉の時代である。本市は福祉を充実しなければならない」と発言し、その財源については「市職員の削減を大幅に行えば可能である」と話をしたと聞かすが、事実関係はどうか。

笹島進

福祉に力を入れなければならないという状況であることは確かなことであるし、そのように話したと思う。その財源確保については市職員の削減によって簡単に可能とは思っていない。その財源確保については企業誘致等を含めて行い、福祉・教育投資を両輪のように行わなければならないと話をしたと思う。

斉藤委員

定数32人あるいは30人という具合に数の議論になっているが、今問われているのは議員一人一人の質ではないかと思う。政策的な判断や議会の行政に対するチェック機能とか、具体的に小樽市議会に不満を感じていることがあるか。

笹島進

議員の資質の向上について、特別委員会の中で議論されるのは結構であると思う。市民それぞれが各議員を選んだわけであるから、それは言えない部分があるし、それを言うてはいけないのではないかと考えている。

斉藤委員

反省すべき点は何と考えているか。

笹島進

議決チェック機関である議会で、人口減少に歯止めがかけられなかったことが大きな反省材料と思っている。合わせて財源がこれほどまでに基金を取り崩すという経営自体に達したことに對し、議会として果たして打つ手はなかったのか。行政側が少しでも簡素効率化を原則にして、切り詰めていこうという姿勢の中で、議会が受け取ってもらえないのかという3点である。

斉藤委員

議員が悪かったということを感じて受けるとすれば、前回笹島会長が力強く支持した方も役に立たなかったということなのか。その方も責任の一端があるという考えか。人口減に歯止めがかからないという抽象的な言い方は釈然としない。議員全員が悪いのであれば、推薦した人も悪いのではないのか。

笹島進

現職の方々もいるし、昭和40年以降議会の中で多くの方が活躍されてきた訳であり、基本的なあり方について話をした。現職の誰がということとは僭越ながらデータを持っていない。

見楚谷委員

議会運営が滞りなく、また、まちの勢いという点からも30名がよいということであるが、本市の市域という点から見た場合、定数30名についてどのように考えているか。

笹島進

質的な問題と数の問題があり、おそらく数の議論が先行しているのかと思う。今、我々を含め、1万人を超える人たちの意向を受け取ってもらいたい。それと数の議論はまた別な問題なのかと思っている。そのような意味では我々は地方自治法に基づいて30名という数を提出した。

高階委員

先程西脇委員から陳情に関わって質問があったが、会長という立場でありながら肝心なところにくると話を差し控えた。陳情の代表者なので、陳情書の表・裏を聞かれても答えられるのではないのかという点を指摘しておく。

笹島氏は「新総合計画」が策定される時から、これに係わりをもってきたという話があった。また、築港再開発計画を進める上で設置された「まちづくり委員会」や「まちづくり協議会」の市民代表の一人でもある。今までの質疑を聞いていると何か他人事のように聞こえる。新谷市政との関係では密接な関係にあった会長ではないかと思う。その意味では市民代表として参加し、全体としてはこのような結論になったという話を聞かせてもらいたい。

笹島進

まちづくり市民懇話会が築港再開発の審議会等に参加してきたと一方的にいろいろと言われているが、そのことがこの陳情書と基本的に関係があるのかと思う。私は署名人の一人であるし、会のメンバーは39人おり、残った方々の意思を伝えさせてもらいたいということで話をした。

高階委員

新谷市政の下で人口減に歯止めがかからず、財政も大変厳しい状況となり、議員は何をしていたのかという話があった。笹島氏と新谷市政との関係では深い係わりがあり、市民代表の一人として推進する役割を果たしてきたのではないか。言っていることが何か他人事のように聞こえるが、どうなのか。

笹島進

現市長は選挙で我々が支持した人なので、ある意味では住民側の意見を聞いてもらったり、直接話をすることは行ってきた。特に総合計画に関わる中では、病院の統廃合の問題であるとか、多くの項目について市当局にお願いをしてきた。その意味では一体となってやってきたということには我々にとって理解し難い。

まちづくり市民懇話会そのものはいろいろな諸団体にそれぞれが属している。しかし、これは設立当初から個人の資格で、住民や市民の立場で行うということでスタートしている。ましてや特定の政治団体・思想・候補者等も

含めて一切関わらず、住民の多くの声を拾い上げ行政に伝えるという役割できている。また、築港再開発についても、積極的に参加し住民の意見を伝えてきたつもりでいる。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時30分

佐藤(幸)議員

9月4日に議員定数削減の提案を具体的に行ったので、3点に絞って説明いたしたい。

人口と議員数の関係について述べる。昭和39年に19万8,511人をピークにその後毎年減少を続け、昭和60年には17万2,486人まで減少した。昭和39年との人口差は約2万6,000人になり、昭和61年に自民党が条例案を提出し、可決された以降、議員定数は36名に削減された。その後12年が経過し私達も努力したけれども人口減少が続き、本年7月現在では15万4,314人となっている。定数削減前の昭和60年の17万2,486人当時より、1万8,172人の減少となっている。

この問題について市民要望が出されている。本年1月に小樽市行政改革懇話会より議員数の適正化が出され、5月には市長と町会長との定例連絡会で定数削減の問題が出された。さらに7月には行革懇話会会長から議長に対し申し入れがあった。8月20日には小樽まちづくり市民懇話会から9,787人、現在では1万1,000人以上の署名簿が提出されている。

年々市民負担が増大してきている。議員1人当たりの人口が減ってくると、その分を市民が負担することになる。議員報酬や経費は市民の血税である。人口減に対して議員数を削減しなければ、市民一人一人の負担が増大することになる。本市の議会費は総額4億5,522万円であり、議員1人当たりに換算すると約1,264万円、本市の納税者数で割ると1人当たりの議会費負担額は7,460円になる。老人等を含む市民1人当たりの議会費負担額は2,950円、標準4人家庭では1万1,800円になる。市民負担の軽減を図っていくべきである。

委員長

これより質疑に入る。

西脇委員

議員は市民の代表である以上、市民の意見を市政に反映させるのが使命であり、市民の代表ということが地方自治法の根本である。市民1万人に対して1人の議員と100人に対して1人の議員では市民と議員のつながりという点ではどちらが強いと思うか。

佐藤(幸)委員

自治法が全ての根源になっている。人口別に段階を分けているのは人口によって都市規模は変わってくる訳であり、小樽と札幌や室蘭とは違う。従ってこのように分けざるを得なかったと思う。札幌では市民2~3万人に対し議員1人となり、これで果たしてカバーできるのか私も不安である。

しかし、無尽蔵に議員を増やす訳にはいかないという中で、この数値が設定されてきている。従って町村によっては100人に1人ということで密接な関係になる。また、そのような関係でなければ町村は運営できない。札幌や東京などはそこまで密接にならなくても運営できる数がここで具体的に挙げられている。従って当然変わってくる。その代わり町民100人に1人の議員ということになれば、報酬面で大きく変わってくる。議員は兼業しているし、また、小樽と異なり議会日数も短くやりながら、バランスをとっている。

西脇委員

議員数は32人より40人の方が住民との結び付きはより強い。逆に言うと住民の意見を議会に反映させるには40人の方がより強いと思うが、どうか。

佐藤(幸)委員

32人よりは40人の方がいいし、できることなら自治法がなければ100人ぐらいにした方がいいのではないかと。私は議員数が多いほうが良いと思う。

西脇委員

財政的な問題を抜きにすれば、議員数が多い方がいいという点では一致している。財政が許されるのであれば定数を40人にして、住民との結び付きを強めて住民合意の市政を貫くことが望ましいのは同じと思う。

公明党の主張では人口15万～20万人までは議員1人当たり市民5,000人を超えてはいけないというのが法の趣旨ということである。その点ではまちづくり市民懇話会や行革懇話会の意見も法の趣旨に反することである。

しかし、問題は小樽市の財政がこのように厳しい状況になっている時に職員も苦勞をかけているのだから、議員も経費節減に協力せよというのが公明党の提案と思うがどうか。

佐藤(幸)委員

私は提案説明の時に一度も財政のことを言ったことはない。私は市民負担のことを言っている。1人当たりの市民負担が増えてくるのではないかと。ただ、この市民負担を軽くしても直接税は入り、払う分は同じである。しかし、その部分の4,000万円を除雪、公園や道路整備等に回すことができ、市民負担の軽減になるのではないかと。確かに財政効果だけをいったら微々たるものだが、それを許さないという環境がある。市民もリストラ・失業等で大変な思いをしており、議会だけが関係ないということにはならない。

西脇委員

市民負担イコール財政問題である。市民は議会費を別枠で払っている訳ではない。行き着く先は小樽は何故1,500億円の借金を抱える自治体になったのかということである。財政危機の根本は何かということを中心に市民の前に明らかにすべきである。

小樽市の財政をここまで追い詰めた原因をどのように考えるか。

佐藤(幸)委員

この議論を財政問題から見るとおかしくなる。財政問題で軽減を図るのであれば、人件費の削減、入札制度のあり方等々を行えば可能と思う。そこを議論すると定数問題はおかしくなるので、敢えて財政問題に触れていない。

西脇委員

この問題は財政問題と関係がないというのであれば、人口と議員数の整合性の問題ということになるか。小樽は昭和10年の国勢調査で15万人を超え、その直後の昭和13年の選挙から定数は40人であった。自治法が改正された後の昭和22年には人口が16万人台で定数は40人である。昭和22年から昭和62年の改選期まで40年間、定数40人で行ってきたが、これは先人たちがいい加減に行ってきたということか。

佐藤(幸)委員

時代感覚は全く変わってきているし、議員の使命も変化してきている。50年以上前の議員は名誉職という色彩が強く、大概は兼職しながら議員をやってきた。しかし、近年になって仕事量も増大し、今までのやり方では議会を運営できない状況となり、当時の状況と同一視することはできない。

西脇委員

当時議員は名誉職であったと言うのであれば、なおさら定数を減らした方がよかったのではないかと。数が少ない方が名誉職の地位も上がったのではないかと。確かに状況が変わり仕事量が膨大に増えてきたのはそのとおりだと思う。仕事量が増えてきたから議員数を減らすというのは逆ではないかと。ましてや来年は地方分権に関わる法律が通常国会に提出され、国の機関委任事務が自治体の本来の仕事になる。この点についてはどうか。

佐藤(幸)委員

2つの方法があると思う。一つは報酬で減らすという方法である。そうすれば市民負担をかけず、定数は40人でもいいと思う。私が選択したのは報酬の削減は無理だろうということで市民負担を軽減するために議員数のある程度まで減らそうということである。

ただ、議員数をどこまでも減らしてよいとは言っていない。この程度までは減らせるのかという私なりの考えがある。その時もう一度報酬のことも考えていかなければならないと申し上げている。

佐野委員

昭和22年から昭和62年の改選期まで定数40名という歴史的経過を辿っているが、その間当時と今の政治・経済状況は大きな変化があったと思う。社会資本や生活環境が著しく変化してきており、住民本位の考え方も定着してきている。この50年の大きな歴史の中で、当時定数が40名であったので、現在も40名で何故悪いのかという議論は馴染まないと思う。

社会の変化とともに住民の意見をきちんと吸い上げて、適正な議会の数はその都度議論して決めていくことは何ら問題がないと思う。

西脇委員

先程佐藤委員から市民負担を軽減できれば40名でもいいという話があった。そういう意味もあって、我々は今年の1月からの報酬引き上げにも、一般的な市民の生活水準と比べて我慢すべきという立場で反対してきている。定着した民主主義を如何に大事にするかということは根本問題であると思う。できれば議員の報酬を引き下げても40人にするというくらいの措置をすべきではないか。

しかし、議員としての一定の活動をするのに必要な経費は見て貰う。それと今かかっている議会経費とは全く同質のものである。4,000万円を削減すれば市民負担が軽くなるのは分かるが、戦後地方自治法が生まれた背景は忌まわしい侵略戦争の二の舞を決して踏んではならない。地方は国が決定したことに従わなければならなかった過去の反省に立って、憲法では明確に独自の権限を自治体に与えた。こうした点を見ても、人口が減少したから定数を減らすという単純なものではないと思うし、本来市民が40人選ぶ権利を議会が敢えて制限するという権限がどこにあるのか。

佐藤(幸)委員

我々は議員なので先を見ていかなければならないし、市民の意見も聞かなければならない。その中でぎりぎりの選択をしていかなければならない。民主主義を侵すから一切手を触れさせないというのであれば、市民要望は出てこない。市民要望が出てきたということは議会も考えるべきだということである。

議員定数を何人にと満足するかは非常に難しい問題である。ただ、今の小樽市議会のままでいいのかという問題を考えなければならぬ。私は常々議会報を発行すべきだとか、一般質問形式にすべきだ等と言っている。議員のやっていることが市民に届いていない。議員の資質は大事な部分と思うし、ぎりぎりまで減らすことを考えるべきである。

西脇委員

議員定数の削減を求める署名者の中には本当に財政面以外の理由で議員数が多いと言っているのかどうか。結局人口減に歯止めがかからない、財政難をもたらしたろくな仕事もできない議員は4名どころかそれ以上削減すべきという意見が出てくるのではないかと。従って我が党は定例会ごとに議会報を発行し、議会のやり取りを市民に知らせるべきであるということで毎年修正案を提出しているが、他会派は反対をしているのではないかと。

佐藤(幸)委員

自治法第91条第2項を重く見るべきである。40人が定数であれば第1項の規定で済み、第2項は必要がない。全国の97%の議会でも何故減数条例を制定しているのかを考えていくべきである。人口が20万人の時と15万人の時とで同じ議員数でよいということにはならない。

私は常々職員の削減を言っているが、これは人口が減少しているの、それに併せて職員を削減しなければならないという発想である。何が何でも定数40人に固執する理由が分からない。

西脇委員

地方自治法は住民の福祉と健康を保持する観点から、市民意向を少しでも多く取り上げて議会に反映させるようにすべきというのが法の精神である。住民の意見を大事にしたいというのであれば、この規定を優先するというのが当然ではないか。

佐藤(幸)委員

例えば市民100人に1人の議員と1万人に1人の議員の例を挙げていたが、前者の議員が座して瞑想にふけて何もしなければ意味がないし、後者の議員が一生懸命議員活動を行えばコミュニケーションはとれる訳であり、そのような話を出してはいけない。

佐野委員

ある一面では侵略戦争の反省に立った憲法である。定数を削減することは民主主義の根本をおろそかにする議論と言うが、この定数削減を真剣に議論することは民主主義の根本をおろそかにするものではない。従って40人でなければならないという議論はある意味では間違っている。

人口と議員の関係、市民負担あるいは今市民は何を考えているかということを出発点にして32人を提案した訳であり、民主主義に沿った議論と思う。定数40人以外はだめだということにはならない。

高階委員

佐藤委員は市民意向の尊重という点を挙げるが、例えば笹島氏の陳情は1万人を超える署名がそのバックにあり、それを肯定するかのような言い方をしつつ、一方ではその陳情とは全く違うということで否定もしている。聞いていてどうもはっきりとしない。

本当に市民の意向をきちんと調べようというのであれば、特定の人が行った署名活動ではなく、時間はかかるかもしれないが、当委員会としてアンケート調査を行い、その調査に基づいて判断することも大事なことでないか。

佐藤(幸)委員

アンケート調査を実施するということが出来れば、今日ということにはならない。もっと前から提案してもらわなければ、継続ありきということになるのではないか。

高階委員

議員にとっては大事な問題であるから、時間をかけて行い、ものによっては今日一日でということにはいかないと思う。もしそのような流れになれば、客観的な調査も必要ではないかと思う。

先程財政問題に触れると議論がおかしくなるということであったが、結局詰めていくとそれに尽きる。この問題を抜きにして論議すると話が煮詰まらないと思うがどうか。

佐藤(幸)委員

財政問題は多岐にわたる。これは議員報酬の問題だけではなく、人件費・事業の発注・シーリング方式等にまで話を広げると結局与党が悪いのではないかという話になり、そこから生まれてくるものは何もない。財政的に見た場合、削減による効果は4,000万円に過ぎず、胸を張って素晴らしいとは言えない。財政問題を絡めるのはやめてもらいたい。

高階委員

まちづくり市民懇話会から出されている陳情によると、定数削減の理由として人口減に歯止めをかけられず、市は未曾有の財政難を抱え、議員は市政に携わって何をしてきたのかということである。財政問題をことさら避けずに議論すべきではないか。いろいろな大型プロジェクトがあるが、我が党は市民にとってプラスにならないものは反対してきた。どこに責任があるのかを市民の前に明らかにして、審判を受けるというのが民主主義のルールで

はないか。

佐藤(幸)委員

財政問題は別の次元の問題と思っている。人口減の一番大きな原因は国の取ってきた一極集中型の政策、権限を全て中央が掌握しているという政策のあり方にある。日本の人口の10分の1が東京に集中し、北海道を見ても道民500万人のうち、3分の1は札幌に集中している。これに歯止めがかけられないだけである。旭川・釧路・函館でも周辺の町村から吸収している。このシステムが続く限り歯止めはかけられない。

陳情によると人口減になったのは議員の責任であるということであるが、昭和62年当時、観光客は200万人であったが、現在は600万人を超えている。人口減を招いたのが議員の責任と言うのであれば、観光で600万人が訪れるようになったのも議員の一つの手柄ではないのか。物事を並行に見ていかなければおかしくなる。それらの点も含めて陳情に賛成できなかったということである。

武井委員

現在、地方分権問題が話題になっているが、その最中に行革で職員が削減されている。果たして地方分権が推進された場合、今の職員体制で良いのか疑問を持っている。先程、報酬の問題があったが、議員は自分の身を安売りすべきではない。議員報酬の値上げに反対だと格好のよいことを言うべきではない。

公明党は人口20万人を基本に議員1人当たり市民5,000人ということでスタートしている。15万~20万人であれば、最高・最低値をとればいろいろと問題が出てくるので平均値である17万5,000人を基準に論議してはどうか。17万5,000人で40名と試算すれば、36名は15万7,500人、32名は14万人である。減らせば美德だということではなく、平均値である17万5,000人を基に算出してはどうか。

定数削減の理由の一つに人口減少を挙げているが、昭和22年4月の選挙では定数40名で、当時の人口は16万4,935人であり、議員1人当たりの人口数は4,123名である。昭和61年3月では定数36名、人口が17万2,486人であり、議員1人当たりの人口数は4,791人である。平成10年7月の人口を基に議員1人当たりの数字を求めると、定数36名で4,286名、34名で4,537人、32名で4,822人である。17万5,000人を40名にすれば、4,375人である。この平均値から見ても果たして32名が妥当な数字なのか。

佐野議員

議員報酬と絡めて自分の身を安売りするなという意見があったが、武井委員の信念で胸を張って議員活動を行っていくべきと思う。

17万5,000人を基準に行っていくべきだというのが、足して2で割るような議論にはならないだろうと思う。どうしてもそのような確信があるのであれば、何故民主党として議員提案しなかったのか、むしろ問いたいくらいである。むしろそうすべきであったのではないか。

佐藤(幸)議員

平均値である17万5,000人を基準にするという考え方もあると思う。ただ、私が20万人を取り上げたのは最大公約数であり、議員として5,000人は過度にならない、一番ぎりぎりの数と捉えた。それは見解の相違があると思う。

32人については、議員と人口の関係を考え、一つはチェック機能が低下するのではないかという問題がある。過去の数字を見ると昭和39年の人口が19万8,511人、議員一人当たり4,963人である。これは小樽市議会として経験している数値である。従って私はこの数値で割った訳である。5,000人で割っても、これで割っても31人台になる。専門化された議員が求められ、いろいろと多角的な問題が提起されている時は、切り下げるよりは切り上げた方がベターではないかと考え、32人という数値を出した。

武井委員

今、私が言っているのは民主党の考え方である。17万5,000人を基本にすると今の人口の中では35.3人という数値が出てくる。それで現在の定数36人になっているのだと思っている。その意味では32人という数値はあまりにも安売りという感じがする。35.3人という数字を基にすると、まず、35人、36人、34人という数字が出てくるかと思う。

また、市民税を中心とした一般会計に対する議員1人当たりの負担額を見てもそんな無理な中身ではないと思うが、どうか。

佐藤(幸)議員

17万5,000人という数値はどこから出てくるのか。何でも平均値で計られるのはどうかと思う。昭和61年当時と現在とでは、人口が1万8,000人も減少している。

減少する度に平均値ということになれば、そう変わってこない。このように減少している中で、市民の要望を理解していかなければならないのではないか。17万5,000人の基準となっている平均値だけではなく、何故この数値が説得力を持つのかを話してもらいたい。一般会計との問題については数字的には微妙な問題であり、そこで議論するとかみ合わなくなる。

武井委員

平均値で求める方法はよく統計学で使う手法である。最大値20万人と最低値15万人の平均値を取ったらどうかという単純な考え方である。先程、市民負担を挙げていたので、それで財政問題を申し上げた。

佐藤(幸)議員

一般会計との関係を何故議論しないのかと言えば、かなりマクロの話になり、いろいろな面からこの問題は收拾がつかなくなり、数合わせになりかねないと思う。限られた議会の中で一つの結論を出さなければならない訳であり、そこまで議論を広げてしまえば、結論が出てこないだろうという見解である。

斉藤委員

議員定数の問題が一義的に難しいのは我々が当事者であるということである。今回議員定数について、具体的に40名・32名・30名等が示されているが、聞いた範囲ではこれだという説得力のあるものはない。これは基本的な姿勢の問題かと思う。例えば共産党の主張では市民国民が主人公であり、広く民意を反映させるべきで、そのためには間口を広くすべきであるという考え方と思う。一方、公明党は現場主義であり、身をもって示すということを基本にしている。現場主義の延長上に中小零細事業者のやり場のない不満を聞き、自ら身をもって示さなければならないという判断の下、数字を探り32名の結論を出したと思う。これはそれぞれの基本的な姿勢の相違であり、非常に難しいと思う。

ただ、この時期に何故定数削減等の市民要望が出てきたかと言えば、現在の厳しい経済状況の中で行政批判によって行革を進め、次に議会へというやり場のない怒りが我々にも向けられている。これは我々議員が真剣に受け止めなければならないと思う。

定数40名については間口を広げるという意味では非常にいいかもしれないが、反面では現在の高い当選率の選挙では競争がなく危険性をはらんでいる。しかし、公明党の32名も間口を狭くする訳なので、一部の人たちが都合のよいように解釈され、ゲリマンダーが起きる可能性がある。定数問題は党と党の基本的な姿勢がぶつかり合っているということについてはどのように考えているか。

佐藤(幸)委員

確かに体質的なものがあったり、現場主義から理想主義になったり、いろいろなことがあるかと思う。ただ、私の周りでは議員定数を削減すべきであるという大きな市民の声になって出ている。このような声を生かすのが代表民主制であるから、結局議員自らが生かしていかなければならない。

また、現在の高い当選率の選挙では選挙にならないのではないか。昭和22年では39%の当選率である。昭和

26年では57%、昭和50年から80%となり、昭和62年には84%という状況である。100%に近い当選率では選挙にならないのではないかと。

齊藤委員

確かに選挙の意味が希薄になる。埼玉県のある都市の選挙では定数36名、立候補者が37名で1名しか落選しない。多くの市民は選挙に無関心な状況になっている。競争がなくなり、市民のまち離れが起きているのも事実である。それがそのまま小樽に置き換えられるかというのは分からないが、そのような心配はある。

私としては結論に達するような状態ではない。何故この定数ではだめかという理屈付けができていない。もう少し考える時間をいただきたいという心情についてはどうか。

佐藤(幸)委員

我が党は9月4日に提案を行い、各党においても今日まで24日間煮詰めてきたと思っている。議員提案は市長提案と同じ重みがあり、市長提案の議案は会期中に結論が出されているのに、何故議員提案の議案だけが結論を出さないのか不思議である。何らかの形で議会はその定例会中に提案された議案は基本的には可否を問わなければならない。結論が決まっていなければ継続ということになると思うが、ただいたずらに引き延ばしても市民は納得しないと思う。これは議員の問題なので、一人一人がもっと厳しく律していかなければならない。

見楚谷委員

公明党から提案されている32名の根拠をもう少し説明願いたい。

佐藤(幸)委員

人口5万~15万人の場合、法定数は36人である。議員1人当たり4,166人になる。2万人未満の市、5万~15万人の市、また15万~20万の市、20万以上の市と都市形態は変わってくる。15万人を切ったらどうするのかという高階議員の質問に対しその場合は36人に戻しても構わないと答えた。ただし、5万~15万人の市の議員報酬は今の報酬と違う。報酬を決めていかなければならない。議会の日数だって1カ月間できるかわからない。また、生活していくためには議員の他に兼業する人も出てくることになる。そうなれば議会の日数も1~2週間で終了していかなければならない。全てが変わってくる訳であり、その刻みが自治法の刻みだと思う。

見楚谷委員

自治体によって都市形態が違うと思う。人口が多くても行政面積が小さい都市もあるし、また、産業形態もそれぞれ異なり、いろいろな状況があると思う。

定数を削減することによって市民の選択権が狭くなる心配はないか。

佐藤(幸)委員

却って選択肢が多くなるのではないかと。32名の定数で40名が立候補したら、選択肢が多くなるのではないかと。

見楚谷委員

1~3次までの産業形態がある中で定数を36名から32名に削減となれば、マイナス面の方が大きいのではないかと。

佐藤(幸)委員

確かに削減すればその分だけ影響はあると思う。定数は多い方がいいが、その中で一番理想的な適数はいくらなのかということで提案している。自民党も34名なり、36名の根拠を示して提案してもらえればよい。我々もそれに納得できれば賛成する訳である。

鈴木委員

先程の法定数に戻すべきと主張する意見では、法定数は最小公倍数であるという考え方が根底にある。一方削減を主張する意見では法定数は最大公約数であるという考えがあると思うが、どのように考えているか。

また、議員定数の問題では具体的な数字がいろいろと出てきているが、その背景には議員や議会の資質が問われ

ているのではないと思うがどうか。

佐藤(幸)委員

私は最大公約数を取っただけであり、その取り方はいろいろあると思う。

確かに市民は議員の資質を求めている。ただ、資質をどのように計るかは非常に難しい問題である。小樽市議会は開かれていないと思う。傍聴者は来ないし、議会報や議会中継もやっておらず、これが全ての根源である。もっと議会活動をしている人とそうでない人とがはっきりと分かるシステムをつくらない限り、必ずこうした問題は出てくると思う。

鈴木委員

小樽の地域性が非常に問題となると思う。小樽は前面が海、背後は山に囲まれ、横に細長い地形である。いろいろな問題が論議される時にその部分がネックになって、物事がなかなか決まっていけないということがある。例えば本市と同規模の都市を調べてみると議員定数は30人前後という状況である。ただ、これらの都市は大都市周辺の衛星都市である。小樽の地域性を考えた場合、限りなく30名に近い方が果たしていいのかどうか。

来年5月には国においても議員定数の見直しがあるだろうと言われている。これとの関係はどのように考えているか。

佐藤(幸)委員

小樽の行政面積は243平方キロメートルだが、かなり特殊な地域である。その6分の1が市街化地域である。ほとんどの市民は市街化地域に住んでいる。人口集中面積では22平方キロメートルであり、それ程広いとは言えない。人が住んでいる面積ではどうなのか比べてもらいたい。むしろ小樽市の方が人口密度は密集しており、人口集中面積で比較して見るべきと思う。

地方分権に関わる議員定数の見直しについては一つは待つという方法もあるかもしれない。しかし、次の選挙から市民は定数の削減を求めている訳である。見直しがされた時はその時に合わせて行えば良いと思う。

西脇委員

先程のやり取りの中で、人口が15万人を切った時の法定数は36人である。その時には36名に戻して報酬を下げるということでよいか。

佐藤(幸)議員

そのとおりである。

武井委員

自治法第91条第2項について、減らすことができるということは分かるが、この法律の主なものは、例えば歌志内のように市として当時5万人いたが、急に炭坑の閉山によって全国一の小さな市になった。しかし、市としてはそのまま存続ということになれば、町より小さい訳なので5万人の時のようにしておく訳にはいかないのではないか。そういうことなども含めた条項と思っている。

佐藤(幸)委員

多分法が出来た時に最大人口が20万人、最小が15万人で5万人の差がある。その下の区分では5万人~15万人まで10万人の差があり、これに関して納得出来ない、あるいは困った問題が出てくるのではないか。そういう中で第2項をつくったのではないか。

もしその必要がなければ、この条項をつくる必要はない訳である。国は上限を決めるが、地方にある程度のことを条例制定に任せた部分がある。それを私達が諮って決めるかどうかは別の問題である。そういう決め方で第2項をつくったと思う。

佐野委員

昭和61年に法定数40名から36名に改正された。当時自民党は積極的に削減を推進していた。それ以降2万

人もの人口が減少している中で、その当時と現在を対比してどのように捉えているのか。昭和61年には積極的に定数削減を行った訳であるが、当時はどのような主張を行い、今とどこが違うのか明確にしていきたい。

見楚谷委員

今付託されているのは32名の条例改正案、法定数に戻すべきという陳情、30名にすべきであるという陳情等であり、これらを審議するための特別委員会である。昭和61年に36名に削減した理由を述べる必要はないと思う。我々は白紙の状況で入っており、各会派の意見や陳情者の意見を聞いて判断すべきと考えているので、意見は差し控えたい。

佐野委員

少なくとも特別委員会を設置して定数問題を論議しており、ましてや自民党は最大会派である。12年前には自民党が中心になって、36名の根拠を主張して現行の定数に変えた訳である。ただ、他会派の意見を聞きに来ただけでは最大会派として市民は納得しないのではないのか。

見楚谷委員

定数を36名にする際には時代的な背景があったと思う。人口減が続いているのは現実である。しかし、一方では16万人にもなるかもしれないという予測もある。自民党として32名の議案に対し、今ここで善し悪しの判断はできない。逆に40名にするという判断も理論不足かと思う。

佐野委員

この議員定数については相前から市民団体の声もあるし、1カ月前に我が党から議員提案をしている。その中で全く分からないということにはならないのではないのか。

見楚谷委員

分からないということではなく、一つの判断材料として各会派の意見を聞いているということである。

佐野委員

先程民主党から17万5,000人を基に35.3人という数値を求めたという話があった。統計学とは何なのか。これは民主党としての正式な態度と考えてよいか。

武井委員

最大値か最小値かという論議があるが、私の考えとしては議論するなら中間値である17万5,000人を基にしたということである。

佐野委員

中間値に基づく35.3人は定数ではない。定数ということであれば何人なのか。

武井委員

17万5,000人を40人で割り、それを現在の人口で割り返せば35.3人になるということである。

佐藤(幸)委員

自治法第91条第2項の意味をはっきりと答えてもらっていない。これをどのように解釈しているか。

西脇委員

先程の武井委員の考え方が当たっているという見解である。市であっても既に法定数を割って、まだ市制施行をしている場合、あるいは市町村の合併・廃合によってそのような事態も生まれるということを想定した場合に、それを行ってもよいという法意と思う。

佐藤(幸)委員

例えば炭坑が閉山した場合等に、緊急措置的に行うということか。

西脇委員

5万~15万人までは36名である。しかし、既に5万人を割っても町にしないうで市制を施行している市もある

訳であり、そのような場合には減員できるということである。

佐藤(幸)委員

そのように限定されているのか。

西脇委員

そのようなことを想定した法律と思う。

佐藤(幸)委員

議員定数を削減すれば、死票が増えると言っているが、これはどういう意味か。

西脇委員

現在、市民は40人を選ぶ権利を持っているのに、32人にすることは40人を選ぶことができなくなる訳であり、市民の意向が反映されないということである。

委員長

質疑終結。

休憩 午後5時09分

再開 午後6時00分

委員長

これより一括討論に入る。

佐藤(幸)委員

議案第29号は我が党が提出した議案であり、市民要望や市民負担の軽減を図るものであり、賛成すべきである。陳情第79号は定数を30名に削減するというものであり、論拠が薄弱であり賛成できない。また、陳情第82・第83号は定数を40名に戻すものであり、我が党の提案趣旨と反するので反対する。

西脇委員

本議会では議員定数を40名、32名、30名等にすべきであるという意見が出されている。議員定数の削減は市民の選ぶ権利、選ばれる権利に関わる重大問題である。陳情者の意見、市民の意見も多様であり、慎重に期すべき性格の問題である。継続して審議することが妥当であるとする。

委員長

討論を終結し、採決の結果、各案件とも賛成多数により継続審査と決定する。

散会宣告。